

交通事故に係る損害賠償の額の決定について

交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 20 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成 28 年 12 月 4 日、午前 6 時 55 分頃、君津市広岡 1309 番 1 地先の道路上で発生した交通事故。

君津市水道事業所有の小型貨物車が国道 410 号を走行中、広岡隧道手前の仮設信号で停車していた相手方所有の軽乗用車の後方に追突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の相手方

個人（木更津市在住）

3 損害賠償の額

君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、
1,353,696 円を支払う。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦